

ミに対し新殺鼠剤の展示試験を実施したが、ノルボマイド製剤5%粉の1:9毒餌はドブネズミに対しほぼ速効的な殺鼠効果を発揮できたものと考えられる。クマネズミに対しては1:5毒餌は殺鼠効果を発揮したが1:10毒餌については残念ながら効果的な資料を得るに至らず今後の展示課題として残された。

駆除効果の推定では、この展示試験が小規模に限られたためと毒餌期間がやや短かったため生残鼠、侵入鼠のかく乱があつて殺鼠効果が認められた割に、その駆除効果のあがらない場合が多いこととなつたようである。今後この種の展示試験については、この点を充分考慮し駆除効果を確認できるようにする必要がある。

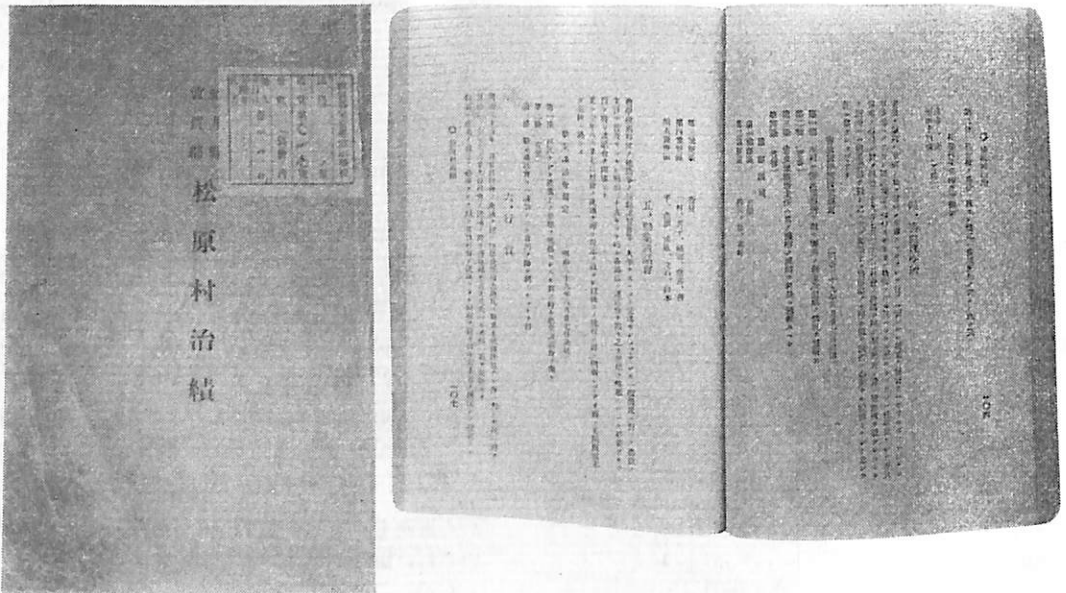
珍らしい病虫害発生予察事業に関する記録—松原村治績

友 永 富

(福井県農業試験場)

福井県敦賀市立図書館の蔵書のなかに、福井県敦賀郡松原村³⁾治績がある。これは明治40年(1907)5月15日に

当時の松原村(現敦賀市)役場が発行したもので、同書のなかに害虫予察所という一項がある。(第1図参照)



第1図 松原村治績の表紙(左)とそれの106~107頁にある害虫予察所の記録(右)

それによると、明治30年のウンカ大発生を契機として害虫駆除の必要をさとり他の注意をまたないで、農家みずからが駆除予防に努力するような気運になった。しかし、害虫の発生にきづかず大発生し後悔しないようにとの趣旨で、村の事業として明治39年(1906)7月27日の村会で予察所を設け、所長には勸業委員をあて、その部下に予察区の主任を置き、予察に必要な設備をしその任にあたらせたという。そしてつぎのような規定が書いてある。

害虫予察所規定

第1条 本村ニ害虫予察所ヲ置キ害虫ノ発生及蔓延ノ情

況ヲ予察ス

第2条 (省略)

第3条 害虫予察所主任ハ其ノ予察ノ成績ヲ村長ニ通報スヘシ

第4条 (省略)

予察区域

第1予察区 松嶋

第2予察区 櫛川, 原, 木崎

第3予察区 杵見

第4予察区 二村, 名子, 縄間, 常宮, 杵

第5予察区 手, 色浜, 浦底, 立石, 白木

深谷・中塚(1956)¹⁾は、本邦における病害虫発生予察事業の端緒は内務省に勸農局を、地方府県庁内務部に勸農課、勸業課が設置され、明治18年(1885)には農商務省第43号通達で各府県に稲に大害をおよぼす害虫類に限り予防規則を設けて本省に届け出るようにしたことをあげ、一方明治35年(1903)三重県阿山郡々役所で誘蛾燈に対するメイガの飛来状況から、その年の発生量の多少と時期の早晚を予察し、卵塊採集の時期や卵塊買収費補助法発令の要否を決定していた事実がある。としているが、松原村治績にみられるような害虫発生予察事業が村で運営され、しかも当時の規定がそっくり記載されている事例は、これまでに報告されたものがなく、病害虫関係者にとって貴重な資料と考えられる。

飯塚(1965)²⁾は、“発生予察という言葉の起源は詳らかでないが、既に明治34年(1901年)に著わされた福井県敦賀郡根原村治績に発生予察委員を設置していたという記録がある(福井農試友永富氏談)ので、明治中期には一部地方にもせよ使用されていたことは事実である。……”と報じているが誤伝されている向きもあり、今回その全容を紹介することにした。

なお、発生予察という名称の起源については、中川久知(1905)³⁾の“浮塵子発生ト気象トノ関係予察報告”や小嶋銀吉(1908)⁵⁾の“浮塵子発生期予察法”にみられる。これをもってみると福井県でも早くからこの言葉が使用されていたことが知られ興味深い。

稿を終わるに当たり、種々助言を賜った農林省畜産試験場中塚憲次技官、文献の借用を快諾された農林省九州農業試験場環境第1部長末永一博士に厚くお礼を申しあげる。

引用文献

- 1 深谷昌次・中塚憲次(1956)：ニカメイチュウの発生予察，昭和30年度病害虫発生予察調査事業成績(Ⅱ)，3～4。
- 2 飯塚慶久(1965)：いもち病の発生予察法，日植病報31(記念号—2)，275。
- 3 松原村役場(1905)：福井県敦賀郡松原村治績，106～107。
- 4 中川久知(1905)：浮塵子発生ト気象トノ関係調査報告，農商務省農事試験場報告，第31号，110～114。
- 5 小嶋銀吉(1908)：浮塵子発生期予察法，鹿児島県立鹿屋農学校校友会報第4号，1～14。